

淀川水系流域委員会殿

2007. 10. 25

佐川克弘

丹生ダムの異常渇水対策容量についての疑問

◎税金を使って丹生ダムを建設してよいのか？

今回河川管理者の提示した「淀川水系河川整備計画原案」の特徴は、上下流のバランスを強調していることにあると考えます。そして異常渇水対策として丹生ダムに貯めることを選択肢の一つとして挙げています。対象とする異常渇水はS14渇水で、その確率は1/60と説明されています。

他方、千代延委員の質問に対する河川管理者の回答を見ると「琵琶湖開発事業における利用低水位は-1.5mで」「-1.5mの利水安全度は約1/10」と説明されています。(第65回委員会審議資料2-3-1 No. 545参照)

この回答を見ると①琵琶湖開発事業は、初めから10年に1回は-1.5mを下回ることを予期していて②だからこそ補償対策水位(-2.0m)を設定していたと理解することが出来ると考えます。従って10.23の審議資料2-3-2検討ケース(1)は-1.64mだから、これは琵琶湖開発事業の「想定内」であり、ケース(2)～(5)は検討無用ということになります。

論点を変えて他地域(例えば水不足のニュースにしばしば登場する松山市、高松市など)の利水安全度が1/10だとすれば、1/60対策のために丹生ダムを建設することは、著しく他地域とバランスを欠くことになります。まして国税が投入されるのですから、私を含む淀川水系の住民は「地域エゴ」のために税金を使うことになってしまいます。税金の中には水不足に悩む人々ばかりか、財政再建団体となった夕張市民が納入したお金も含まれ、言ってみれば貧しい人の懐に手を突っ込んでなけなしのお金を奪って、自分はその金でピフテキを食べているようなものです。

異常渇水対策のための丹生ダム建設は認められない!このことを河川管理者、流域委員会各位、流域住民の皆様に訴えたいと思います。

追って私は福岡市、松山市、高松市の実情を知りたくて河川管理者に質問を致しましたが、「詳細は把握しておりません」というそっけない回答でした。河川管理者に対して再質問中ですが、納得できなければ「近畿地方整備局は回答してくれない」ことを理由に霞ヶ関に直接質問するつもりです。(第65回委員会審議資料2-3-1 No. 535参照)